

古泉達矢著

『アヘンと香港』 1845—1943』

村上 衛

アヘン戦争でイギリスの植民地となった香港は、本国であるイギリス(ロンドン)に大量の公文書が残されており、しかもその公開度は高い<sup>(1)</sup>。しかしながら、日本の香港近代史研究は社会史と経済史が中心であったこともあり、これらの公文書の使用は限定的であった。また、香港はアヘン戦争以降、中国の開港場へのアヘンの中継地としてアヘン貿易において極めて重要な役割を果たしたが、日本の中国近代史研究は香港のアヘン問題をあまり重視してこなかった。本書は、公文書を全面的に利用して香港のアヘン問題に取り組んだ日本における初めての本格的研究であり、その点で画期的である。本書の構成は以下の通りである。

序章 近代香港とアヘン問題

第一部 アヘン小売販売制度の誕生

第一章 徴税請負のはじまり

## 第二章 排華運動の影

### 第二部 国際体制からの挑戦

#### 第三章 徵稅請負制度から専売制度へ

#### 第四章 連盟外交をめぐるジレンマ

### 第三部 専売制度の落陽

#### 第五章 「密輸」をめぐる対立

#### 第六章 澳門におけるアヘン問題

#### 第七章 終焉への道程

#### 終章 金の卵から疫病神へ

序章では、まず香港におけるアヘン煙膏（生アヘンを吸煙できるように加工したもの）の小売販売制度（徵稅請負制度・鑑札制度・専売制度）の稅収の大きさから、その重要性を指摘する。そしてアヘン煙膏小売制度に関わる従来の先行研究が、香港のアヘン政策における國際的要因の影響を輕視してきたうえ、一九世紀末から二〇世紀初頭の世紀轉換期の徵稅請負制度の展開をめぐる研究は手薄で、香港のアヘン政策に影響を与えた周辺諸地域における事情の認識が不十分であったとする。そこで本書は煙膏の小売販売制度が設置された一八四五年からその廢止が決定される一九四三年までの時期を対象とし、澳門における煙膏の小売販売制度や、アヘン・麻葉類の規制へ向けた國際協力の展開などを考慮しつつ、香港におけるアヘン政策を包括的に捉えることを目指す。

第一部は香港割讓から一九世紀末に至るまでのアヘン小売販売制度の展開を検討する。自由貿易港である香港は財源が乏しいた

め、煙膏の徵稅請負制度が一八四五年に導入されたが失敗し、二年後に鑑札制度となった。その後、一八五八年に徵稅請負制度は再導入され、アメリカへの煙膏輸出と東南アジアからの請負事業参加といった香港域外の影響を受けつつ發展した（第一章）。

一八八〇年代になるとアメリカにおける排華運動によりアヘン吸煙が華人の墮落を象徴するとみなされて糾弾されるようになる中、米中間の協定で自国民による相手国のアヘン輸入の禁止が決定された。また、アヘンをめぐる英中關係の変化を受け、香港における煙膏徵稅請負制度はイギリス本国や香港において様々な批判を受けた。これらの出来事は香港の徵稅請負制度に影響を与えたものの、抜本的な変化をもたらさず、香港政庁は徵稅請負制度を維持することに成功した（第二章）。

第二部は世紀轉換期における香港政庁による煙膏の小売専売制度の運営を取り上げる。一九世紀末以降、東・東南アジア各植民地ではアヘン徵稅請負制度に代わる煙膏専売制度が設置され、英中間のアヘン貿易停止に向けた合意も成立、アヘン・麻葉類の乱用を禁止することを目的とした國際協力も始まった。これらの変化を受けて、一九一四年に香港でも徵稅請負制度が廢止され、小売専売制度が導入された（第三章）。

その後、第一次世界大戦を経て成立した國際連盟がアヘン・麻葉類の規制に向けた活動を行ったことは、イギリス本国政府や香港政庁のアヘン政策決定者への圧力となった。しかし、本国政府は各植民地政府が可能と認める範囲での改革しか望まず、アヘン・麻葉類の規制を目的として開催されたジュネーブ國際アヘン

會議とバンクコク會議は香港におけるアヘン政策に大きな影響を与えなかった(第四章)。

第三部は一九二〇年代からアジア・太平洋戦争後に香港のアヘン専売制度が終焉を迎えるまでを描く。戦間期にアヘン流通の規制を目的とした国際的秩序が形成される中、アヘン密輸に関与していた疑惑のあるイラン人商人ナマーズイー一族への対応をめぐる、国際協調を重視して厳格な対応を主張する内務省・外務省と香港政庁に配慮する植民地省やインド省は対立した。その対立は、一九世紀型の自由貿易政策と二〇世紀に新たに生じた国際体制を中心とする秩序の軋轢を反映していた(第五章)。

香港植民地成立後に経済が停滞した澳門は、賭博と煙膏に税収を依存しており、煙膏の徵稅請負制度を導入した。それによって香港との相互補完関係が存在したが、二〇世紀に入ると香港における徵稅請負制度が専売制度へと転換し、その相互補完的關係は解消した。一九二〇年代になるとイギリス本国政府は国際連盟の下での規制に伴いインド産アヘンの澳門への供給停止を決定した。これに対して香港政庁は澳門におけるアヘン管理体制の不備を一貫して問題視していたが、澳門政庁が徵稅請負制度の撤廃をめぐる混乱に直面した際には、香港への悪影響を恐れて積極的に支援した(第六章)。

一九三〇年代以降になると、満洲事変とそれに続く東・東南アジアの政情不安の中でアヘン・麻薬類の規制を目的とした国際制度は機能不全に陥った。澳門の専売制度改革も進まず、結局専売制度が廃止されるのは戦争終結後になった(第七章)。

終章では、自由貿易港である香港において、アヘンの規制が香港経済に不必要な打撃を与える可能性があったことが、イギリス本国政府や香港政庁の対応を左右したとする。また、香港政庁は華人住民の意向をくみ取らず、植民地統治の手段としてアヘンを利用したこと、周辺地域からの密輸が継続したために専売制度導入の目標が部分的にしか達成されなかったことなどを指摘する。

以上の内容をもつ本書は著者が二〇一三年に東京大学大学院総合文化研究科に提出した博士論文を加筆・修正したものであり、国際関係史・イギリス帝国史の立場から書かれている。後藤春美が海峡植民地を事例として描いた二〇世紀前半の国際的なアヘン規制の問題に対するイギリスの対応をベースとしつつも、本書は香港に焦点をあて、時期も一九世紀中葉まで遡って検討を行った。その結果、海峡植民地と同じイギリスの植民地かつ自由貿易港であり、海峡植民地のアヘン政策を参考にしていた香港であったが、海峡植民地とは異なり二〇世紀中葉までアヘンの禁絶に成功しなかった新たな事例を提示した。アヘンに対する国際的な規制の流れとそれに応じるイギリス本国の省庁の意図に必ずしもそぐわない植民地側の自律性を指摘したことは、国際関係史・イギリス帝国史研究への貢献となるであろう。ただし、その点の評価は中国近代社会経済史を専門とする評者の手に余るため、本稿では、中国近代史研究の立場から本書の貢献を考えてみたい。

本書の貢献としてまず挙げられるのは、国際関係を重視しつつ、広域的な視野からアヘン問題を論じたことにある。中でも、華人移民とアヘン煙膏というヒトとモノの動きを明確に結びつけたの

は大きな貢献である。とりわけ北米・蒙州への華人移民と煙膏の輸出・排華運動と中米の条約といった観点から香港と北米の関連を解明したことや、海峡植民地から香港への煙膏の流れと香港の徵稅請負制度への東南アジア華人の参入といった点からアヘンをめぐる香港と東南アジアの關係を明らかにしたことは斬新である。

さらに、商人の活動が植民地政府などの意図を越えていく点が描かれたことも興味深い。第一部では、徵稅請負人の変遷が詳細に示され、アヘン商人が組織する人和会社が複数の名義を使用することににより長期にわたって徵稅請負権を独占したことは、香港政府の予期せぬ事態であっただろう。煙膏の徵稅請負人が香港ないし澳門の片方の徵稅請負権の入手に失敗したとしても、もう片方の請負権を掌中に収めれば北米や蒙州の市場に煙膏を輸出することが可能であったことにより、請負額のつり上げが成功しなかったことは、両地をまたにかけて徵稅請負を行う華人商人達が徵稅請負制度をコントロールしていたことを示している。

第三部でも香港における社会的貢献の結果太平洋紳士という名譽職を得ていたイラン系の商人ナマーズィーが、イギリスの提供するインフラを利用しつつ、日本の三井物産ともアヘン取引し、日英対立を引き起こすことなどは、商人が「帝国」を振り回す姿として理解できる。また、香港を中心に活動し、澳門の煙膏徵稅を請け負っていた利希慎が、専売制度導入をめぐって澳門政府と対立して澳門のアヘン専売の内実を「暴露」したことは、澳門政府を揺るがした。もっともその後には利は暗殺されており、それは一筋縄ではないかない澳門政府の煙膏徵稅請負の利権を示している

のかもしれない。

また、著者が中国社会経済史研究の成果を意識していることもあり、本書は中国史社会経済史研究にとっても比較の材料を提供してくれている。そもそも、イギリスをはじめとする欧米の植民地政府は財政やマンパワーの点から「小さな政府」にならざるを得ないケースが多く、香港植民地もその典型である。したがって、必然的に究極の「小さな政府」ともいえる清朝の地方政府と同じ課題を抱えることになる。実際、清朝治下の中国においても、主たる収入源である土地税をはじめとする諸税で徵稅請負は繰り返行われてきた。商業に関しても、商人に対する捐(寄付)を名目とした実質的な税などの徵收請負のみならず、当該期においては釐金とよばれる流通税の徵收も、都市においては有力商人ないし商人団体が請け負っていることが多く、アヘンに対する釐金をはじめとする諸税も例外ではない。第一章で描かれる海賊あがりの華商が徵稅の請負権を得たり、徵稅請負人が密輸防止のために雇っている一団が職権を乱用したりしている点、特定の集団が比較的長期間請負を独占している点などは、アヘン釐金の徵稅請負機構であった洋菜局の請負人が潮州人の集団によって長期間占められていたこと、洋菜局が雇用了海賊あがりの巡勇達が強引な手法を用いて釐金徵收を行っていたことと類似している。そして、香港において二〇世紀中葉に至るまでアヘンの禁絶ができないのも、社会の末端への支配を貫徹できない中国歴代王朝および中華民國との類推で考えることもできる。こうした点は香港史研究の中国史研究への貢献の可能性を改めて感じさせてくれる。

以上のような本書の大きな貢献を可能にしたのが著者の広範かつ徹底した史料収集である。香港の政府公報や新聞記事、イギリスと香港に残された公文書を中心に、アメリカ、カナダ、台湾、澳門、日本、ポルトガルの各種図書館・文書館の史料を使用したことは特筆される。とりわけイギリス国立公文書館が保有する植民地省文書と外務省文書に関しては徹底的に収集して読み込んでおり、それは本書の八〇〇余りにのぼる註に明確に示されている。必ずしもまとまった形でファイリングされている訳ではない文書を大量に読み込んで処理している努力に敬意を表したい。

もっとも、これだけ膨大な史料を読み込んでいるのだから、もう少し具体的な史料引用があってもよかったように思われる。イギリスの公文書には官僚達の率直な記述も多く含まれているはずであり、例えば各省庁間や植民地省と植民地政府間の議論について、そうした史料引用を織り交ぜれば、淡々と記述されている本書の内容はより生き生きしたものになり、各省庁の論理も一層明確になっただろう。

そして本書を一読して感じるのは、この淡々とした叙述の中で、本書の主題に関わる重要な点が語られていないということである。その点で第一に述べるべきは、本書がアジア・太平洋地域でのアヘン・麻薬問題をめぐる国家間・地域間の関係という切り口から描いたため（一頁）、香港とその周辺における具体的な流通にほとんど触れていないことである。香港や珠江デルタの地図がないこともそれを端的に示している。それゆえ、なぜ香港でアヘン規制が困難であったのかという香港植民地側の論理の背景となる根本

的な問題がブラックボックスになっている。

例えば、本書のテーマである香港の内部におけるアヘンの流通構造や消費については、煙館の廃止の部分を除きほとんど語られず、その長期的な変化もわからない。さらに、新村容子も本書の書評で指摘するように、香港と珠江デルタ地域との関係が、澳門との関係を除き検討されていない。さらに、広東省当局を含む中国側の当局と香港政庁のやりとりについてもふれていない。結果的に、本論は香港内部や珠江デルタおよび中国（広東省側）との関係という複雑で混沌とした部分に踏み込まず、外側との関係だけを取り上げることによってすっきりした議論になっている。

むろん、これは本書が用いている史料が関係している。序章で説明されているように、第二次世界大戦により一九四五年以前の香港政庁関連の史料が失われるという史料残存状況から、本書が用いている公文書はロンドンに残されている、香港政庁とロンドンの植民地省や外務省などの省庁の間、あるいは省庁間の文書のやり取りが中心である。香港政庁が香港社会の末端を支配できていないうえ、史料の書き手と受け手が香港や珠江デルタにおける具体的なアヘンの流通に関心をもっていない場合、それに触れる記述が少ないうことが予想される。したがって、ブラックボックスの解明はそれほど容易なことではない。

とはいえ、現在の歴史研究者の立場から香港のアヘン問題を扱う以上、当時のイギリスの官僚より一歩踏み込む必要がある。確かに、香港のアヘン管理体制を動揺させていた香港へのアヘン密輸に関しては統計も、当時者の記録もない。しかし、香港におけ

る密輸の摘発（件数や押収量など）に関する史料は皆無ではないだろうから、それを利用すれば、香港と珠江デルタの密輸についても一端を示すことはできたろう。例えば一九一五年の状況をみると、少なくとも、密輸は零細な取引が無数に行われるという形で行われ、相当な規模に達していることがうかがえる。また、香港周辺の海域や珠江デルタの治安状況とその変動についての先行研究も、混沌とした清末民国期の珠江デルタの状況や、香港政庁と広東省の地方当局との関係についても示唆を与えてくれる。今後は、さらに断片的な史料の分析を積み上げていくことにより、珠江デルタ内の流通を含めた香港のアヘン問題の全体像が明らかになることが期待される。

第二に気になるのは、本書が本論の鍵となる「自由貿易」について明確な定義なしに使用していることである。そもそも、アヘン戦争後、イギリス政府ないし外交官が措定していた「自由貿易」は、イギリス商人が期待していたような野放図な貿易ではなく、条約などのルールに則った貿易であった。それゆえ一八四三年の虎門寨追加条約第一二条にみられるように、イギリス領事によるイギリス人の密輸取り締まりが開港当初から規定されていたのである。当然、外務省が考える「自由貿易」はルールに背く密輸を容認するものではない。したがって自由貿易港をかかえ、規則に縛られない人々が行動する香港の植民地政庁の考える「自由貿易」は外務省をはじめとする他省庁の「自由貿易」認識とは異なっていた可能性がある。その点、海峡植民地などの他のイギリス植民地の「自由貿易」に対する認識も気になるところである。

さらにいえば、アヘン戦争前後のイギリス・清朝がともにアヘン貿易を統制できなかった時期はともかく、植民地政府が貿易量や販売を管理して財源としたアヘンが、関税がない貿易である「自由貿易」港を代表するものといえるのかどうかも疑問である。また、香港では二〇世紀に入ると、煙膏以外にも、酒やタバコへの課税も始まっている。そのうえ、第一次世界大戦中から、イギリス本国も「自由貿易」から保護貿易に転じていく。この点も含め、「自由貿易」についてはもう少し厳密に議論していくことが必要だろう。

第三に気になるのは、本書では図表が多用されているが、香港政庁の歳入の内訳に集中し、自由貿易を論ずるにあたって重要な中国のアヘン貿易の中で香港、香港経済の中での煙膏の位置づけが示されていないことである。例えば、一九世紀後半における中国の輸入アヘン貿易における香港の中継港としての圧倒的な重要性を示したうえで、煙膏の輸出について論じなければ、読者は香港のアヘン貿易が煙膏中心であったと誤解する恐れがある。少なくとも二〇世紀初頭に至るまでの自由貿易港としての香港の役割を考えると、アメリカを含めた煙膏取引よりも中国沿岸への生アヘン分配の方がはるかに重要であっただろう。そして生アヘン貿易が減少する中で、煙膏の比率が高まっていくことを明示すれば、香港における煙膏問題の重要性や特殊性について理解しやすくなるし、イギリス帝国にとってのアヘン問題に対する見方の変化の背景を考える手がかりとなるだろう。

また、本書で取り上げられた個々の商人の香港経済の中での位

置つけも気になるところである。アヘン関連業者ナマズイのビジネスの中でアヘン貿易の占めていた割合はわからないようであるが(二三〇頁)、香港におけるアヘン貿易の比重が低下する中、アヘンに関わる業者のアヘン以外のビジネスを含めた経済的役割がわかれば、彼らに対する規制を政府が回避したかった理由もわかるかもしれない。本書は全体としてアヘン問題以外に関する商人と政府との関係にふれていないが、そうした側面への配慮も必要であったと思われる。その点、香港において最大のアヘン輸入業者であったサッスン商会(Sassoon & Co. Ltd. David)についての記述がほとんどないのも気になることである。こちらにも、今後の検討が進むことが望まれる。

以上、本来国際関係史・イギリス帝国史の文脈に位置づけるべき本書について、評者のやや偏った専門的関心から評してきた。そして本評で指摘した本書が言及していない点は、中国近代社会経済史研究が置き去りにしている課題でもある。著者の中国史研究とのより積極的な対話と今後の研究の進展とともに、中国近代社会経済史研究の一層の深化を期待したい。

註(1) イギリスの国立公文書館(The National Archives)が世界有

数の規模と至便さを誇る文書館であることはよく知られている。その詳細については当文書館の充実したホームページを参照。

(2) 香港の社会史研究としては可児弘明『近代中国の苦力と「豬花」』岩波書店、一九七九年、帆刈浩之『越境する身体社会史—華僑ネットワークにおける慈善と医療—風響社、二〇一五年、経済史研究としては、濱下武志『近代中国の国際的契機—朝貢貿易システムと近代ア

ジア』東京大学出版会、一九九〇年、久末亮一『香港「帝国の時代」のゲートウェイ』名古屋大学出版会、二〇一二年などが挙げられる。

(3) 一九世紀後半、中国に輸入されるアヘンは大部分がいったん香港に運ばれ、そこから開港場や澳門などに再輸出された。杉原薫『アジア間貿易の形成と構造』ミネルヴァ書房、一九九六年、五九—六一頁としての成立によって「それまで澳門が担ってきた東西交易の要衝という役割は、香港に取って代わられていった」とするが、一八世紀半ば以来、東西交易の要衝は広州であり、香港は主に広州の機能を吸収したといえる。澳門の衰退は、アヘン戦争前の広州の貿易シーズン以外の外国人滞在地という地位が失われたことが原因である。

(4) 後藤春美『アヘンとイギリス帝国—国際規制の高まり 一九〇六—四三年』山川出版社、二〇〇五年。

(5) もっとも、新村容子が本書の書評(『中国研究月報』第七〇巻十一号、二〇一六年十一月、三七頁)で指摘するように、国際関係史・イギリス帝国史研究の文脈の中で本書の位置づけは明確にされていない。

(6) イギリス最大の植民地であるインドも同様である。塩の徴税請負制度については神田さやこ『塩とインド—市場・商人・イギリス東インド会社』名古屋大学出版会、二〇一七年、第一章を参照。

(7) 本書では中国では塩税の納入が請け負われていたことを指摘するが(五頁)、請負は塩税に限られていた訳ではない。本書の序章の注(二二〇)で著者は税権包攬が清末清初に存在したとするが、実際には清代を通じて包攬を含む徴税業務の請負は広範に存在した。こうした請負体制を含む清朝財政のあり方については、岩井茂樹『中国近世財政史の研究』京都大学学術出版会、二〇〇四年を参照。

(9) 廈門においてアヘンに対する釐金などの諸税の徴収を請け負っていた洋薬局の事例については、拙著『海の近代中国―福建人の活動とイギリス・清朝』名古屋大学出版会、二〇一三年、三六三―三六九頁参照。

(10) 新村前掲、三七―三八頁。

(11) 例えは外務省通商局『香港事情』外務省通商局、一九一七年、七〇頁は一九一五年の密輸アヘン押収件数は二三〇件、没収量は生アヘンが二十万五千六百七十八両、生成アヘン(煙膏)が一万九千四百九十九両、煙灰などが二百九十七両としている。本書九九頁に示す専売設置後の一四年三月―十二月の煙膏・アヘン煙灰の売上量は四十二万五千六百八十二両であったから、没収されたアヘンの量だけでも相当な規模にのぼっていることがわかる。

(12) 清末民初期の珠江デルタの混乱は何文平『変乱中の地方権勢―清末民初広東的盗匪問題与社会秩序』広西師範大学出版会、二〇一一年を参照。一九二〇年代の香港周辺の海賊問題とイギリスの関与については以下を参照。応俊豪『英国与広東海盜的較量―一九二〇年代英国政府的海盜剷防对策』台湾学生書局、二〇一五年を参照。

(13) 七九頁の図三一―は中国に輸入されたアヘン量を示すのみで、アヘン貿易における香港の役割はわからない。本書の中で重量単位のポンドとピクルが統一されていないが、統一した方がよかつただろう。

(東京大学出版会 二〇一六・二刊 A5 三三八頁 六二〇〇円)